

被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度とは？(制度の概要)

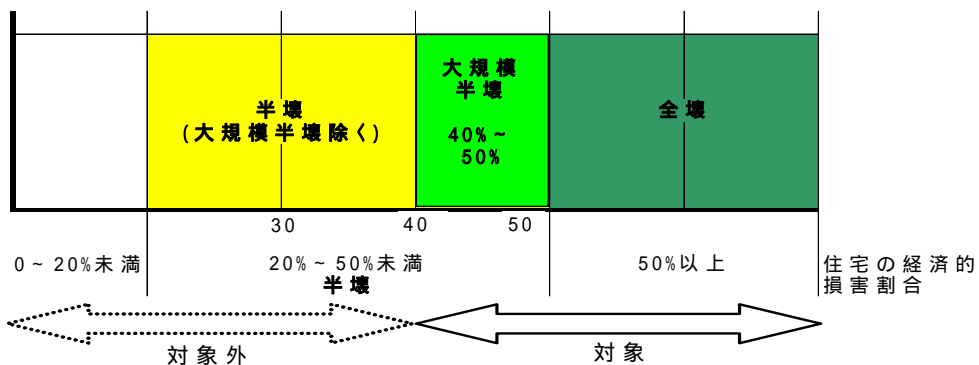
地震や台風などの自然災害により住宅や家財等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、自立した生活再建の開始を支援するため、被災者生活再建支援金（以下、「支援金」といいます。）を支給するものです（ 1 ）。

受け取ることができる支援金の額は、住宅の被災の程度、世帯の収入や世帯の人数等によって異なりますが、日常生活用品の購入などの経費（ 2 ）に対し最高100万円、被災住宅の解体・撤去等経費、住宅再建のための借入金に対する利息や借家の家賃などの経費（ 3 ）に対し最高200万円、合計で最高300万円を受け取ることができます。

- 1 根拠法令：被災者生活再建支援法（平成10年5月制定）
- 2 生活関係経費といいます。
- 3 居住関係経費といいます。

著しい被害を受けた世帯が対象です

例えば・・・ 住宅が「全壊」した世帯
住宅が「大規模半壊」した世帯 等が対象になります。



「半壊」世帯も、やむを得ず解体した場合は対象になります。
「全壊」「半壊」等の判定は市町村が行います。

受給対象となる世帯は？

住宅が全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けた世帯（ ）です。

被災者生活再建支援法第2条第2号より

支援金を受給できる世帯は、支援制度の対象となる自然災害により「生活基盤に著しい被害を受けた」世帯です。具体的には、住宅の被災の程度（ ）などを基準として、以下のような世帯をいいます。

住宅の被災の程度とは、災害により被災した住宅の被害程度（全壊、半壊等）のことであり、その認定は市町村が行います。

住宅が全壊した世帯（全壊世帯）

住宅が半壊しやむを得ず解体した世帯（半壊解体世帯）（ 1 ）

火砕流等により長期避難を余儀なくされた世帯（長期避難世帯）（ 2 ）

住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊世帯）（ 3 ）

- 1 居住する住宅が半壊し、その住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、その住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 2 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- 3 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければその住宅に居住することが困難であると認められる世帯（上記 1、 2 の世帯を除きます。）

	生活関係経費	居住関係経費
全壊	支給されます	支給されます
大規模半壊（ ）	支給されません	支給されます
半壊（ ）	支給されません	支給されません
一部損壊	支給されません	支給されません

（ ）大規模半壊世帯、半壊世帯は、やむを得ない事由により解体した場合は支給されます。

支援金の受給限度額は？

(世帯の年収や年齢等の違いによる受給額の違い)

世帯の収入や世帯主の年齢等を基準に、受給できる世帯を定めています。
世帯の収入や世帯主の年齢、世帯人数等を基準に、受給限度額を定めています。

支援金を受給できる世帯は、「生活基盤に著しい被害を受けた」世帯であるとともに、「経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な」世帯です。具体的には、世帯の収入や世帯主の年齢等を基準として、以下の通りとなります。

表 - 1 全壊世帯、半壊解体世帯等 (万円)

世帯収入の合計額	世帯人数	生活関係経費	居住関係経費		合計
				うち家賃等	
年収 500 万円以下 世帯主の年齢不問	複数	100	200	50	300
	単数	75	150	37.5	225
世帯主の年齢 45 歳以上又は要援護 世帯で年収 500 万円超 700 万円以下	複数	50	100	25	150
	単数	37.5	75	18.75	112.5
世帯主の年齢 60 歳以上又は要援護 世帯で年収 700 万円超 800 万円以下	複数	50	100	25	150
	単数	37.5	75	18.75	112.5

被災住宅が自己所有でない場合は、居住関係経費（家賃等を除く。）は上記表の 1/2 となります。

被災時に居住していた都道府県以外（隣接市区町村を除く。）に移転する場合は、支援金は 1/2 となりますが、限度額は変更されません。

表 - 2 大規模半壊世帯 (単位：万円)

世帯収入の合計額	世帯人数	生活関係経費	居住関係経費		合計
				うち家賃等	
年収 500 万円以下 世帯主の年齢不問	複数	-	100	50	100
	単数	-	75	37.5	75
世帯主の年齢 45 歳以上又は要援護 世帯で年収 500 万円超 700 万円以下	複数	-	50	25	50
	単数	-	37.5	18.75	37.5
世帯主の年齢 60 歳以上又は要援護 世帯で年収 700 万円超 800 万円以下	複数	-	50	25	50
	単数	-	37.5	18.75	37.5

* 大規模半壊世帯については居住関係経費のみ支給対象になります。

世帯収入

「世帯収入」とは、世帯の中で収入のある全員の方の収入の合計額です。

支援制度は、原則として「世帯収入」が500万円以下の世帯を対象としています。しかし、高齢世帯（世帯主が60歳以上）や、母子世帯・生活保護世帯といった要援護世帯、中高年齢層世帯（世帯主が45歳以上60歳未満で、収入はあっても教育費等の平常時における負担も重い時期で、被災時には財産的損失も加わり、経済的に厳しい状況にあると考えられる世帯）については、収入の限度額が引き上げられています。

	世帯の年収 500万円以下	世帯の年収 500万円超え 700万円以下	世帯の年収が 700万円超え 800万円以下	世帯の年収が 800万円以上
世帯主の年齢 45歳未満	年齢に関係なく 支給されます	45歳未満の場合 支給されません	60歳未満の場合 支給されません	年齢に関係なく 支給されません
世帯主年齢が 45歳以上60歳未満		45歳以上の場合 支給されます		
世帯主年齢が 60歳以上				

収入の算定は、居住する住宅が災害により被害を受けた日（被災日）の属する年の前年の収入（当該被災日が1月から5月までの間である場合は、前前年の収入）について行います。

収入額の算定は、その収入が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市区町村民税に係る総所得金額を用い、表-3の左欄の総所得金額の区分に応じ、右欄の算定式により計算した額となります。

表-3

総所得金額（ ）	収入
97万5千円以下	総所得金額 + 65万円
97万5千円を超え、108万円以下	総所得金額 ÷ 0.6
108万円を超え、234万円以下	(総所得金額 + 18万円) ÷ 0.7
234万円を超え、474万円以下	(総所得金額 + 54万円) ÷ 0.8
474万円を超え、780万円以下	(総所得金額 + 120万円) ÷ 0.9
780万円を超える	(総所得金額 + 170万円) ÷ 0.95

「総所得金額」は、収入金額から必要経費等を差し引いたもので、地方税法第313条第1項に規定するものをいいます。

上記で算定された各世帯員の収入を合計します。これが「世帯収入」です。

世帯主の年齢等の基準

世帯主の年齢、世帯員数及び要援護世帯（ ）等の認定は、原則として当該自然災害が発生した日を基準とします。

要援護世帯

心神喪失・重度知的障害者世帯	心神喪失の常況にある方又は児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた方が同居している世帯
1級の精神障害者世帯	1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居している世帯
1、2級の身体障害者世帯	1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方が同居している世帯
1級の障害基礎年金受給者世帯	国民年金法による障害基礎年金の等級が1級であることが確認できる年金証書を受けている方が同居している世帯
1級の特別児童扶養手当受給者世帯	特別児童扶養手当を支給されている障害等級が1級の障害児又は障害児福祉手当が支給されている重度障害児、特別障害者手当が支給されている特別障害者、国民年金法等の一部を改正する法律により福祉手当が支給されている方が同居している世帯
特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、精神上又は身体上の障害の程度が恩給法の特別項症から第3項症までの方が同居している世帯
原子爆弾被爆者世帯	被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生労働大臣の認定を受けている方が同居している世帯
公害健康被害者世帯	公害医療手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特級～2級に該当する方が同居している世帯
就床の常況にある複雑な要介護者世帯	常に就床を要し、複雑な介護を要する方が同居している世帯
65歳以上の障害者世帯	精神又は身体に障害のある65歳以上の方でその障害の程度が、上に掲げる心神喪失・重度知的障害者世帯又は1、2級の身体障害者世帯に準ずる方が同居している世帯
治療方法未確立の疾病その他特殊疾病患者世帯	原因不明、治療方法未確立であり後遺症を残す恐れが少ない疾病、経過が慢性にわたり、介護等に著しく人手を要し、家族の精神的負担等が大きい疾病に罹患している方が同居している世帯
母子・父子世帯	配偶者のいない方が児童を扶養している世帯（児童とは、被災日において満18歳未満の方又は20歳未満で一定の障害の状態にある方をいいます。）
父母のいない児童世帯	父母の両方がいない児童又は父母に監護されていない児童が同居している世帯
生活保護世帯	生活保護法による要保護者である者が属する世帯

対象となる経費は？

対象となる経費には、「生活関係経費」と「居住関係経費」があります。
対象となる経費で実際に支出した額について、支援金を支給します。
(但し、限度額があります。)

支援金は、日常生活用品の購入などの経費（生活関係経費といいます。）に対し最高100万円、被災住宅の解体・撤去等経費、住宅再建のための借入金に対する利息や借家の家賃などの経費（居住関係経費といいます。）に対し最高200万円、合計で最高300万円を受け取ることができます。

生活関係経費

全壊世帯や半壊解体世帯などに対する生活関係経費としての支援金は、次のアからカまでの経費の合計額（最高額は100万円）です。

ア 生活用品経費

日常生活に必要な物品や、被災した世帯・地域などの事情により必要とされる物品類で、次の表 - 4 に掲げる物品の購入費、又は災害により故障破損した物品の修理費です。

イ 医療用具又は福祉用具

医療又は福祉用具として、現在認められているものは次の通りです。
血圧計、低周波治療器、温熱治療器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器、義眼、義肢、排便補助具、収尿器、超短波治療器、視力表、家庭用吸入器（平成18年3月現在）

ウ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合に必要となる医療費

自然災害による負傷等で、自然災害が発生した日から起算して1年を経過する日までの間に支払われる費用であって、社会保険、健康保険、国民健康保険、日雇労働者健康保険、共済組合など法令の規定に基づき、給付される医療費を補てんする保険金の額を控除した自己負担額が対象となります。

エ 住居の移転に必要な移転費（引越費用）

被災世帯が生活の本拠として使用する住居への引っ越しをする場合に必要となる家財の運送費用が対象となります。応急仮設住宅など一時的な居住又は避難を目的とする住宅への引っ越し費用は対象となりません。

オ 住居の移転のための交通費

鉄道、航空機、バス、タクシー等交通機関の利用料金が対象となります。応急仮設住宅など一時的な居住又は避難を目的とする住宅への引っ越し費用は対象となりません。

カ 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価

賃貸住宅に入居する場合に必要な、いわゆる礼金の類で賃貸借契約が終了し、住宅を明け渡す際に賃貸人から返還されない費用が対象となります。賃貸借契約の終了時に返還される敷金の類は対象となりません。

表 - 4 物品の範囲

物品	物品の範囲等
自動炊飯器	
電子レンジ	オープンレンジの類も対象となります。
ガステーブル類	ガスコンロ、電気コンロの類も対象となります。
電気冷蔵庫	
電気掃除機	
電気洗濯機	
ミシン	
電気アイロン	
扇風機	
たんす	和たんす、洋服たんす、整理たんすの類が対象となります。
座卓	
食堂セット	食卓及びいす数脚が1組となっているいわゆるダイニングセットの類が対象となります。
食器戸棚	茶たんすの類も対象となります。
照明器具	室内で使用するものを対象とします。
鏡台	
寝具	ベッド、掛布団、敷布団、毛布、枕、敷布類、掛布類などを対象とします。
自転車	
電話機	
テレビ	
ラジオ	ラジオ付きのカセットテープレコーダー及びコンパクトディスクプレイヤーの類も対象となります。
冷暖房器具	ルームエアコン、ストーブ(温風機を含む。) 電気ごたつ、電気カーペットが対象となります。 ストーブには石油、ガス、電気等を燃料とするストーブ又はファンヒーターが対象となります。
防寒服	
ベビーベッド	
うば車	
学生服	
学習机	
眼鏡	
コンタクトレンズ	
補聴器	
その他の医療用具又は福祉用具	

居住関係経費（全壊世帯・半壊解体世帯等）

全壊世帯や半壊解体世帯などに対する居住関係経費としての支援金は、次のア及びイの合計額（最高額は200万円）です。なお、被災した住宅が自己所有でない場合、イに係る経費については算出額（家賃等を除く）の1/2となります。

ア 居住関係経費・家賃等

（支給される最高額は50万円で、この額は居住関係経費（支給される最高額は200万円）の内数）

住宅を賃貸する場合の当該住宅の家賃

- ・住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃が対象となります。
- ・公営住宅については、既に公的な支援を受けていることから、対象外となります。
- ・住宅の建設又は購入するまでの間、一時的な居住の用に供するための仮設住宅、その他物件（テント、トレーラーハウス等）又は施設（マンスリーマンション、ホテル等）の利用料も対象です。
- ・対象外である公営住宅との公平性を考慮して、月額から2万円を控除した額が対象となります。（月々2万円については負担していただくことになります。）

イ 居住関係経費・その他（家賃等以外）

住宅の建て替えに係る解体・撤去及び整地に要する経費

- ・住宅を再建設するため、被災住宅（以下、「従前住宅」と言う。）を解体し、その廃棄物の撤去及び当該敷地の整地に要する費用が対象です。
- ・廃棄物に係る処分費は対象外です。
- ・当該経費は、別途、雑損控除の申請が可能であることから、これらの支出額に70/100を乗じた額の範囲内（最高額は200万円）で支給します。

住宅の建設・購入のためのローン利子・債務保証料

- ・住宅の建設又は購入のための借入金（いわゆる住宅ローン）の利息、債務保証料が対象です。
- ・ローン利子のうち、1%を超えて3.5%以下の部分が対象となります。

住宅の賃借、建設又は購入に必要な諸経費

- ・そのほか住宅の賃借、建設又は購入に必要な経費として定められているもの（建築確認、完了検査又は中間検査の申請手数料、水道給水申込みの際に水道事業者を支払う料金、登記（保存・移転・抵当権設定等）に係る司法書士等に対する報酬）が対象です。

居住関係経費（大規模半壊世帯）

大規模半壊世帯に対する支援金は、居住関係経費である次のアとイの合計額（最高額は100万円）です。生活関係経費は支給されません。

ア 居住関係経費・家賃等

（支給される最高額は50万円で、この額は居住関係経費（支給される最高額は100万円）の内数）

住宅を賃貸する場合の当該住宅の家賃

- ・住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃が対象となります。
- ・公営住宅については、既に公的な支援を受けていることから、対象外となります。
- ・住宅の補修若しくは建設又は購入するまでの間、一時的な居住の用に供するための仮設住宅、その他物件（テント、トレーラーハウス等）又は施設（マンスリーマンション、ホテル等）の利用料も対象です。
- ・対象外である公営住宅との公平性を考慮して、月額から2万円を控除した額が対象となります。（月々2万円については負担していただくこととなります。）

イ 居住関係経費・その他（家賃等以外）

住宅の補修に係る除去・撤去及び整地に要する経費

- ・住宅の補修のため破損箇所等必要な従前住宅の一部を除却及び当該除却に係る廃棄物の撤去及び当該敷地の整地に要する費用が対象です。
- ・廃棄物に係る処分費は対象外です。
- ・当該経費は、別途、雑損控除の申請が可能であることから、これらの支出額に70/100を乗じた額の範囲内（最高額は100万円）で支給します。

住宅の補修、建設・購入のためのローン利子・債務保証料

- ・住宅の補修、建設又は購入のための借入金（いわゆる住宅ローン）の利息、債務保証料が対象です。
- ・ローン利子のうち、1%を超えて3.5%以下の部分が対象となります。

住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な諸経費

- ・そのほか住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費として定められているもの（建築確認、完了検査又は中間検査の申請手数料、水道給水申込みに際して水道事業者へ支払う料金、登記（保存・移転・抵当権設定等）に係る司法書士等に対する報酬）が対象です。

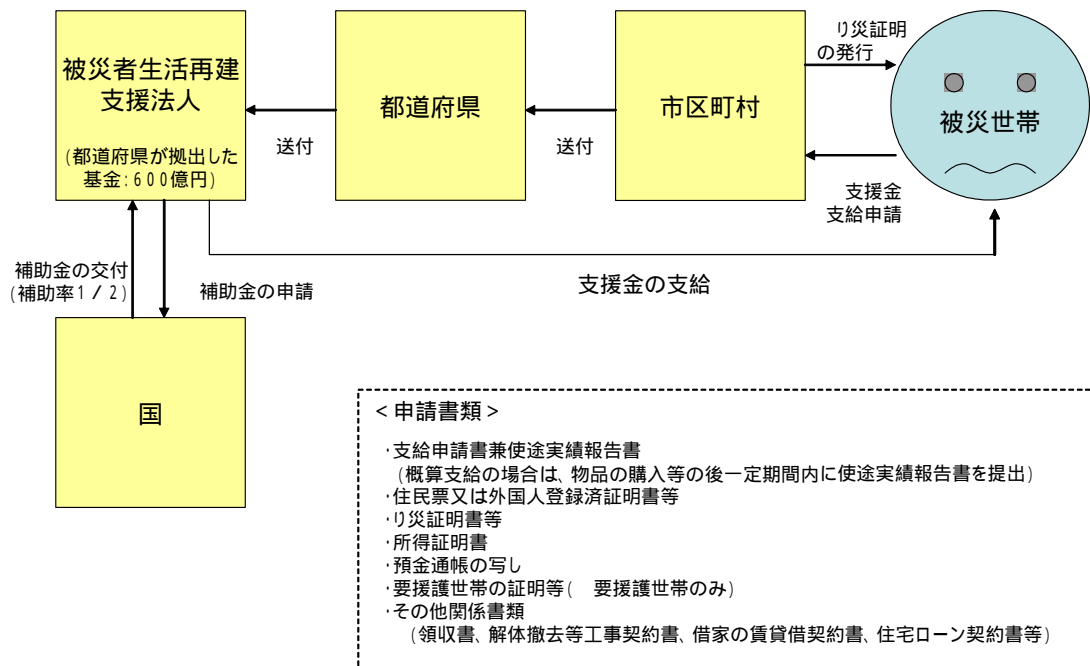
支援金支給の仕組みと手続きは？

支援金の支給に関する事務は、財団法人都道府県会館が行っています。
支援金の原資は、都道府県が拠出した基金及び基金に係る運用益と国の補助金です。

法は、支援金の支給に関する事務を行う法人として、被災者生活再建支援法人を定めています。この法人は、当該事務が適正かつ確実に実施できるかどうかなどを勘案して国が指定するものであり、現在、財団法人都道府県会館が指定されています。

被災世帯に支給される支援金は、47全都道府県が法人に対して拠出した基金（600億円）と基金に係る運用益及び国からの補助金（支援金の1/2）を原資としています。

支援金支給までの手続き



申請期間、申請方法、必要書類は？

支援金を受給するためには、定められた申請期間内の申請が必要です。
支援金は申請により、実際に支出する前に受給することが可能です。

支援金の申請期間

支援金の申請期間は、支援金の区分により期間が定められており、いずれも被災日から起算します。なお、やむを得ない場合はこれらの申請期間の延長も可能です。申請期間内に申請をしない場合、支援金を受給できなくなります。

表 - 5 申請期間

支援金の区分	申請期間
生活関係経費	1 3 月
居住関係経費・家賃等	2 5 月
居住関係経費・その他	3 7 月

支援金の申請方法・申請書類等

申請方法は、世帯主（被災者）から、次の 概算支給申請書又は 精算支給申請書のいずれかに、各種証明書等必要な書類を添付します。

概算支給申請（様式第7号）

A 全壊世帯、半壊解体世帯等に係る概算支給申請

全壊世帯、半壊解体世帯等に対する支援金は原則として、生活関係経費と居住関係経費の合計額が支給されます。

全壊世帯、半壊解体世帯等の概算支給申請は、世帯主が、支援金の対象経費について実際に支出する前に、この申請書の記載要領に従って必要な事項を記載し、関係書類を添付して提出します。支援金の申請・支給額は、世帯の被災の程度、世帯の収入等によって異なりますが、最高で300万円の全額（全額にならない場合もあります。）を申請することができます。

B 大規模半壊世帯の概算支給申請

大規模半壊世帯の概算支給申請については、原則として従前住宅（被災住宅）の補修に係る経費（被災部分の除却、撤去及び整地その他）が対象となります。生活関係経費は支給されません。

精算支給申請（様式第8号）

精算支給申請は、世帯主（被災者）が、自己資金などにより、立て替え払い的に支出したその内容を申請書に記入し、その支出の実績を明らかにする解体等工事・金銭消費貸借（住宅ローン等）・賃貸借等の契約書、その他の書類を添付します。

必要な提出（添付）書類等

支援金を申請する場合、以下の証明書類などを、申請書に添付して、被災世帯が被災時居住していた市区町村に提出します。

必要な提出書類

- ア 住民票又は外国人登録済証明書（世帯全員及び続柄の記載があるもの）
- イ 被災した住宅に係るり災証明書
り災証明には、全壊、大規模半壊又は半壊しやむを得ず解体する（半壊解体）の区別ができるものを添付します。また、半壊解体世帯については、解体すること又は解体されたことが証明される市区町村の発行する書類（解体証明書）滅失登記済みの登記簿謄本を添付します。
- ウ 所得証明書など
世帯員で所得のある方について、市区町村が発行する前年（1月～5月までに被災した場合は、前前年）の総所得金額を確認できる書類
- エ 預金通帳の写し
- オ 要援護世帯の場合は、要援護世帯であることが確認できる書類 等

使途実績報告

世帯主（申請者）は、概算支給申請により受けた支援金については、下記表 - 6 の「支援対象期間」内に購入・修理等経費の支出を完了するとともに、その結果を「使途実績報告書提出期間」内に使途実績報告書（様式第 8 号）を市区町村に必ず提出します。

これら期間の起算日は、災害が発生した日となります。

表 - 6 支援対象期間・使途実績報告書提出期間

支援金の区分	支援対象期間	使途実績報告書提出期間
生活関係経費	1 4 月	1 5 月
居住関係経費・家賃等	2 6 月	2 7 月
居住関係経費・その他	3 8 月	3 9 月

被災者生活再建支援制度の実績は？

制度開始（平成11年4月）以来、29件の災害に対し約130億円を支給しています。

支援金の支給状況等

支援金支給実績

本制度は、平成11年4月の制度開始以来、29件の災害で被災した12,885世帯に対して、約130億円の支援金を支給しています（平成19年6月末現在）。

年	法適用年月日	対象災害	対象都道府県名	市町村名	支援金の支給状況	
					既支給世帯数	支援金支給額(千円)
H11	6/29	6月末豪雨災害	広島県	全域適用	65	53,685
	9/24	台風第18号災害	熊本県	全域適用	106	80,375
			山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、小野田市、大島町、秋穂町、阿知須町、山陽町	83	61,571
			愛知県	豊橋市	37	28,545
			福岡県	北九州市	12	6,857
			合計	238	177,349	
10/28	10月末豪雨災害	岩手県	軽米町	21	17,600	
3/31	有珠山噴火災害	北海道	全域適用	262	213,549	
6/26	三宅島噴火災害	東京都	三宅村	1,484	1,178,659	
H12	9/11	東海地方豪雨災害	愛知県	名古屋市長久手市、半田市、東海市、大府市、豊明市、阿久比町、東浦町、美浜町、稲武町	9	6,212
			岐阜県	上矢作町	9	7,261
				合計	18	13,472
	10/6	鳥取県西部地震	鳥取県	全域適用	366	280,971
			島根県	安来市、伯太町	20	17,278
			合計	386	298,249	
3/24	芸予地震	広島県	呉市	52	42,508	
9/6 9/8・11	台風第16号等豪雨	高知県	土佐清水市、大月町	30	24,252	
		沖縄県	沖縄市、渡名喜村	10	6,665	
			合計	40	30,916	
H14	7/10	台風第6号豪雨	岐阜県	大垣市	0	0
	岩手県		釜石市、東山町	0	0	
			合計	0	0	
H15	7/18 7/20	7月梅雨前線豪雨	福岡県	福岡市、飯塚市、太宰府市、志面町、穂波町	15	11,713
			熊本県	水俣市	15	10,247
				合計	30	21,960
7/26	宮城県北部を震源とする地震	宮城県	全域適用	516	397,907	
9/26	十勝沖地震	北海道	全域適用	56	30,477	
6/27	佐賀県突風災害	佐賀県	佐賀市	13	14,622	
7/13	新潟県豪雨災害	新潟県	長岡市、三条市、見附市、栃尾市、中之島町、三島町、和島村	314	393,363	
7/18	福井県豪雨災害	福井県	福井市、鯖江市、美山町、今立町、池田町	30	24,579	
8/17	台風第15号豪雨	愛媛県	新居浜市	29	32,508	
8/30	台風第16号豪雨等	愛媛県	大洲市	0	0	
		岡山県	倉敷市、笠岡市、玉野市、寄島町、岡山市	38	32,872	
		香川県	坂出市、観音寺市	2	2,298	
			合計	40	35,170	
9/7	台風第18号豪雨等	広島県	呉市、倉橋町	12	20,448	
9/29	台風第21号豪雨	三重県	津市、紀伊長島町、海山町、宮川村	17	27,840	
		愛媛県	新居浜市、西条市、四国中央市、小松町	80	73,696	
		兵庫県	赤穂市、上郡町、上月町	18	21,948	
			合計	115	123,483	
10/9	台風第22号豪雨	静岡県	全域適用	107	110,783	
10/20	台風第23号豪雨	岐阜県	高山市	0	0	
		京都府	舞鶴市、富津市、大江町、加悦町、伊根町、京丹後市、福知山市	26	30,379	
		兵庫県	全域適用	1,205	715,897	
		香川県	高松市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、三木町、綾上町、綾南町、国分寺町、飯山町	52	63,930	
		岡山県	玉野市	6	12,090	
		徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市	0	0	
			合計	1,289	822,295	
10/23	新潟県中越地震	新潟県	全域適用	4,820	6,493,751	
2/1	三宅島噴火災害(帰島関連)	東京都	三宅村	1,078	662,001	
3/20	福岡県西方沖地震	福岡県	全域適用	210	230,120	
9/4 9/6	台風第14号豪雨	鹿児島県	垂水市、錦江町	43	40,053	
		高知県	四万十市	5	4,750	
		山口県	美川町、岩国市	8	9,350	
		宮崎県	全域適用	1,191	1,086,999	
			合計	1,247	1,141,152	
6/12 7/19 7/22	平成18年梅雨期豪雨	沖縄県	那覇市	8	7,548	
		長野県	岡谷市、諏訪市、塩尻市、下諏訪町、辰野町	14	19,723	
		宮崎県	えびの市	1	204	
		鹿児島県	全域適用	208	228,317	
			合計	231	255,793	
9/17 9/16	台風第13号豪雨等	宮崎県	全域適用	100	88,552	
		沖縄県	石垣市、竹富町	32	46,629	
			合計	132	135,181	
11/7	佐呂間町竜巻災害	北海道	佐呂間町	5	4,122	
3/25	平成19年(2007年)能登半島地震	石川県	全域適用	45	41,606	
制度開始時からの総合計					12,885	13,023,307

(注1) 対象災害中 印は申請期間の終了した災害を示す

(注2) 千円未満を四捨五入した数値である

(注3) H17三宅島噴火災害(帰島関連)は長期避難解除世帯特別経費等(平成17年2月1日以降支給分)である

支援金の支給限度額に対し、実際にいくら支給されているか（支給率）

被災世帯が受け取ることができる支援金の額（以下、「支給限度額」といいます。）は、住宅の被害の程度、世帯の収入や世帯の人数等によって異なります。

その上で、被災世帯がどのように再建を行っていくか、どのような対象経費が実際に支出されるかによって、支給される支援金が決まります。

被災世帯に応じた支給限度額に対し、実際に被災世帯が受け取った支援金の額の割合（以下、「支給率」といいます。）について計算してみたところ、生活関係経費の支給率は約 93%、居住関係経費の支給率は約 28% という結果となりました。

これは、被災世帯に実際に支給されている金額が、支給限度額と比べて、生活関係経費はほぼ満額（最高 100 万円なら 93 万円が支給されている）なのに対し、居住関係経費は 1 / 4 しか支給されていない（最高 200 万円なら 56 万円が支給されている）こととなります。

なお、居住関係経費については、まだ被災世帯からの申請を受け付けている災害が大半ですので、この計算結果は、途中段階のものとなります。

【支援金支給率】

年度	対象災害	合計							
		生活関係経費				居住関係経費			
		支給限度額	支給額	1世帯あたり	支給率	支給限度額	支給額	1世帯あたり	支給率
H16年度	佐賀県突風災害	8,000,000	8,000,000	800,000	100.0%	9,375,000	6,622,427	509,417	70.6%
	新潟県豪雨災害	218,500,000	213,887,743	816,365	97.9%	419,625,000	167,593,611	560,514	39.9%
	福井県豪雨災害	26,250,000	19,668,066	655,602	74.9%	41,125,000	4,910,490	163,683	11.9%
	台風第15号豪雨	22,750,000	19,128,041	735,694	84.1%	40,500,000	13,380,065	461,382	33.0%
	台風第16号豪雨等	21,500,000	18,566,108	742,644	86.4%	50,500,000	16,603,658	415,091	32.9%
	台風第18号豪雨等	10,250,000	9,643,980	803,665	94.1%	20,500,000	10,803,700	900,308	52.7%
	台風第21号豪雨	84,500,000	74,421,362	744,214	88.1%	161,875,000	47,132,929	417,106	29.1%
	台風第22号豪雨	82,625,000	58,840,908	588,409	71.2%	122,875,000	49,403,690	470,511	40.2%
	台風第23号豪雨	628,000,000	565,012,206	770,822	90.0%	1,444,000,000	246,467,524	194,836	17.1%
	新潟県中越地震	3,573,750,000	3,280,847,552	782,458	91.8%	6,689,875,000	2,379,317,023	543,844	35.6%
	福岡県西方沖地震	168,125,000	163,821,615	831,582	97.4%	325,500,000	49,586,912	250,439	15.2%
H17年度	台風第14号豪雨	936,250,000	930,445,712	863,122	99.4%	1,765,750,000	204,270,363	164,073	11.6%
H18年度	平成18年梅雨期豪雨	168,000,000	164,704,170	827,659	98.0%	295,500,000	39,550,089	196,767	13.4%
	台風第13号豪雨等	28,750,000	28,750,000	845,588	100.0%	46,250,000	2,432,000	65,730	5.3%
	佐呂間町竜巻災害	0	0			0	0		
合計		5,977,250,000	5,555,737,463	793,790	92.9%	11,433,250,000	3,238,074,481	406,691	28.3%

- 1 平成16年度以降に発生した災害における支援金支給世帯を対象とする（但し、三宅島噴火災害を除く）
- 2 支給率は、支給限度額の総額に対する実際の支給額の割合
- 3 調査時点は、平成18年12月末現在

基金の実績

被災世帯に支給される支援金の原資となる基金は、平成11年に300億円、平成16年に追加で300億円、合計で600億円が拠出されています。

しかしながら、平成16年には、大規模災害が多く発生したことから、基金の一部を支援金支給に充当しており、実際の基金残高は600億円より減少しています。

基金の推移（単位：億円）

	H11.4 (基金設置)	H12.3	H13.3	H14.3	H15.3	H16.3
基金残高	300	300	300	300	300	300
	H16.7 (追加拠出)	H17.3	H17.7 (取り崩し)	H17.10 (取り崩し)	H18.3	H19.3
	600	600	590	565	565	565

当初300億円。平成16年7月に追加拠出300億円

受益と負担の関係は？

1 被災者生活再建支援制度による被災者の受益

被災者が受け取ることのできる支援金の額（支給限度額）は、最大で300万円です。支給限度額は、被害の程度（全壊又は大規模半壊）や、世帯主の年齢・年収、世帯の人数等によって異なります。また、支援金の用途は、生活必需品の購入費や、被災した住宅の解体撤去費、建て替えのために融資を受けた場合のローン利子などに限られています。実際の支給額は、これらの経費に実際に支出した額で、被災者自身の申請に基づいて決められます。

世帯人数や収入等に関する統計データ（ ）をもとに、支給対象世帯の支給限度額を試算すると1世帯あたりの平均で約209万円となります。

（ H 1 7 国勢調査、H 1 6 全国消費実態調査 ）

平成16年度以降に発生した災害で実際に支援金を受けた世帯の平均支給額は約114万円（総支給世帯数8,639世帯、総支給額9,884,975千円）です。また、新潟県中越地震では約135万円（支給世帯数4,820世帯、支給額6,493,751千円）です。（いずれも平成19年6月末現在。支援金の申請期間は最大37ヶ月あり、ほとんどの災害は申請期間途中のため、この数字は今後とも変化する可能性があります。）

2 被災者生活再建支援制度を支える国民の負担

支援金の支給対象世帯が支給限度額の上限まで支援金を申請すると仮定した場合には、1世帯あたりの支給額は、上記のとおり、約209万円ですが、これに支援金の支給対象にならない世帯も加えて、住宅全壊被害を受けた世帯1世帯あたり支給額を計算すると約132万円となります（支援金支給対象世帯の割合は、全国平均で63.1%）。

これを元に被害の規模と支援金の総支給額、それに国民一人あたりの負担額を試算すると、下表のようになります。

（上段：総支給額（単位：百万円））

（下段：国民1人あたりの負担額（単位：円））

被害の規模 （住宅全壊 世帯数）	支給限度額上限 の場合	平成16年度以降 の平均支給額の 場合	新潟県中越地震 の平均支給額の 場合	備考
1,000世帯	13億2,000万円 （10.3円/人）	7億1,900万円 （5.63円/人）	8億5,200万円 （6.67円/人）	平成16年台風23号（住家全壊1,112世帯） 新潟県中越地震（住家全壊3,138世帯）
1万世帯	132億円 （103円/人）	71億9,000万円 （56.3円/人）	85億2,000万円 （66.7円/人）	
10万世帯	1,320億円 （1,030円/人）	719億円 （563円/人）	852億円 （667円/人）	阪神・淡路大震災（住家全壊約19万世帯）
100万世帯	1兆3,200億円 （10,300円/人）	7,190億円 （5,630円/人）	8,520億円 （6,670円/人）	東海地震想定（建物全壊・全焼約46万棟） 首都直下地震想定（建物全壊・全焼約85万棟）

東海地震及び首都直下地震の想定は、いずれも想定される地震のうち被害最大のケースでの想定値で、実際の被害量ではありません。「建物全壊・全焼棟数」には住宅以外の建物も含まれます。また、集合住宅などのように1つの建物に複数の世帯が居住している場合もあるため、棟数と被災（全壊）世帯数は一致しません（阪神・淡路大震災では、被災（全壊）住宅棟数の約1.8倍）。

(参考1)

・阪神・淡路大震災における被害額の概算

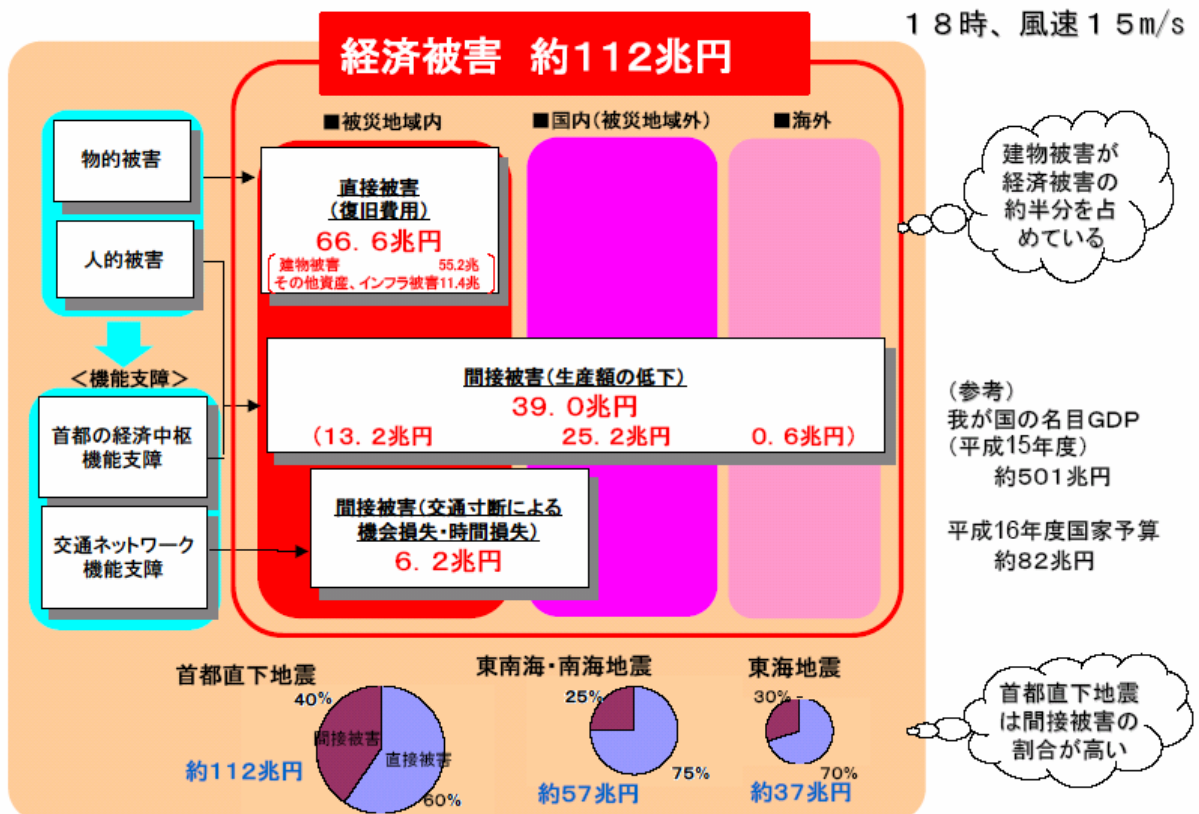
項目	被害額
建築物等 (住宅、店舗・事務所・工場、機械等)	約 6兆3千億円
交通基盤施設 (道路、港湾、鉄道)	約 2兆2千億円
ライフライン施設 (電気、ガス、水道、下水道、通信・放送等)	約 6千億円
その他	約 5千億円
総計	約 9兆6千億円

出典：総理府阪神・淡路復興対策本部事務局資料(国土庁推計 平成7年2月14日現在)

(参考2)

・首都直下地震における被害額の推計例

経済被害(東京湾北部地震M7.3)



出典：中央防災会議首都直下地震対策専門調査会資料